

○消費者庁告示第九号

家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）第三条第一項の規定に基づき、繊維製品品質表示規程（平成二十九年消費者庁告示第四号）の一部を次のように改正したので、同法第三条第五項において準用する同条第三項の規定に基づき告示する。

令和六年八月二十日

消費者庁長官 新井ゆたか

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(定義) 第二条 この規程において「組成繊維」とは、別表第二に掲げるものをいう。 2 〔略〕 3 この規程において「取扱表示」とは、日本産業規格L〇〇〇一・二〇二四（繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法）の三に規定する記号をいう。 4 〔略〕 (遵守事項) 第三条 第一条に規定する表示事項の表示に際して、製造業者、販売業者又は表示業者（以下「表示者」という。）は、その品質を適正に表示するような方法を用いることとし、輸出すべき繊維製品に表示する場合を除き、特に次の事項を遵守するものとする。 一 〔略〕 二 家庭における洗濯処理、漂白処理、乾燥処理、アイロン仕上げ処理及び商業クリーニング処理に関する取扱方法（以下「家庭洗濯等取扱方法」という。）の表示については、取扱表示を用いて、日本産業規格L〇〇〇一・二〇二四（繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法）の四・一及び四・四に規定するところによること。この場合においては、同規格の附属書Aの表A・二から表A・八までに掲げる試験方法により得られた結果又はこれと同等の試験方法により得られた結果に基づき、適正な取扱表示を	(定義) 第二条 この規程において「組成繊維」とは、別表第二に掲げるものをいう。 2 〔同上〕 3 この規程において「取扱表示」とは、日本産業規格L〇〇〇一（繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法）の三に規定する記号をいう。 4 〔同上〕 (遵守事項) 第三条 第一条に規定する表示事項の表示に際して、製造業者、販売業者又は表示業者（以下「表示者」という。）は、その品質を適正に表示するような方法を用いることとし、輸出すべき繊維製品に表示する場合を除き、特に次の事項を遵守するものとする。 一 〔同上〕 二 家庭における洗濯処理、漂白処理、乾燥処理、アイロン仕上げ処理及び商業クリーニング処理に関する取扱方法（以下「家庭洗濯等取扱方法」という。）の表示については、取扱表示を用いて、日本産業規格L〇〇〇一（繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法）の四・一及び四・四に規定するところによること。この場合においては、同規格の附属書Aの表A・二から表A・八までに掲げる試験方法により得られた結果又はこれと同等の試験方法により得られた結果に基づき、適正な取扱表示を選択する

選択すること。ただし、同規格の四・一 d) に規定する取付方法により損壊するおそれがあるマフラー、スカーフ、ショール及び帽子（家庭用品品質表示法施行令（昭和三十一年政令第百九十号。以下「令」という。）別表第一号（一）に定める糸を表生地全部又は一部に使用して製造したものに限る。以下同じ。）並びに両面使用の帽子にあっては貼付け又は下げ札によることができる。

【三〇五 略】

別表第八（第八関係）

一 日本産業規格 JIS S 5031（繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法）の三・二の表一（洗濯処理の記号）の記号番号一〇〇及び三・六の表七（ウエットクリーニング処理の記号）の記号番号七〇〇の取扱表示	水洗い処理
二 日本産業規格 JIS S 5031（繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法）の三・六の表六（ドライクリーニング処理の記号）の記号番号六二〇又は六二一の取扱表示	石油系法ドライクリーニング処理
三 日本産業規格 JIS S 5031（繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法）の三・六の表六（ドライクリーニング処理の記号）の記号番号六二〇又は六二一の取扱表示	パークロロエチレン法ドライクリーニング処理

こと。ただし、同規格の四・一 d) に規定する取付方法により損壊するおそれがあるマフラー、スカーフ、ショール及び帽子（家庭用品品質表示法施行令（昭和三十一年政令第百九十号。以下「令」という。）別表第一号（一）に定める糸を表生地全部又は一部に使用して製造したものに限る。以下同じ。）並びに両面使用の帽子にあっては貼付け又は下げ札によることができる。

【三〇五 同上】

別表第八（第八関係）

一 日本産業規格 JIS S 5031（繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法）の三・二の表一（洗濯処理の記号）の記号番号一〇〇及び三・六の表七（ウエットクリーニング処理の記号）の記号番号七〇〇の取扱表示	水洗い処理
二 日本産業規格 JIS S 5031（繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法）の三・六の表六（ドライクリーニング処理の記号）の記号番号六二〇又は六二一の取扱表示	石油系法ドライクリーニング処理
三 日本産業規格 JIS S 5031（繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法）の三・六の表六（ドライクリーニング処理の記号）の記号番号六二〇又は六二一の取扱表示	パークロロエチレン法ドライクリーニング処理

イクリーニング処理の記号）の記号番号六二〇又は六二一の取扱表示	パークロロエチレン法ドライクリーニング処理
四 日本産業規格 JIS S 5031（繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法）の三・六の表六（ドライクリーニング処理の記号）の記号番号六〇〇の取扱表示	イクリーニング処理
グ処理の記号）の記号番号六二〇又は六二一の取扱表示	パークロロエチレン法ドライクリーニング処理
四 日本産業規格 JIS S 5031（繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法）の三・六の表六（ドライクリーニング処理の記号）の記号番号六〇〇の取扱表示	イクリーニング処理

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和六年八月二十日から施行する。

（経過措置）

2 令和七年八月十九日までの間に繊維製品の品質に関する表示が行われるものについては、なお従前の例によることができる。